

東松山市まち・ひと・しごと創生認定制度のご案内



1. 趣旨

東松山市では、東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、少子高齢化及び人口減少に的確に対応し、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めています。

総合戦略を積極的かつ効果的に推進していくためには、市と事業者の皆様との連携が非常に重要となります。東松山市まち・ひと・しごと創生認定制度は、事業者の皆様が自ら実施する取組を市が認定するとともに、市と事業者の皆様が協働で実施する取組について協定を締結し、連携して進めていくものです。これにより、市を挙げて地方創生に取り組んでいきます。

2. 概要

第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連した取組を実施する事業者や市民団体の皆様を「東松山市まち・ひと・しごと創生認定団体」として認定します。

≪総合戦略の5つの基本目標≫（※具体的な内容は総合戦略をご覧ください。）

- 1) 魅力を高め、新たな人の流れをつくる
- 2) 産業を振興し、働きたいまちをつくる
- 3) 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる
- 4) 安心して快適なまちをつくる
- 5) 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをつくる

3. 認定の種類

①東松山市まち・ひと・しごと創生応援団体

【対象】

第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨に基づき、総合戦略に関連する取組を自ら実施する事業者・団体等。

【市の対応】

認定事業者には、「認定証」と「掲示用ステッカー」をお渡しします。



①、②のいずれかを選んで申請していただきます。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

②東松山市まち・ひと・しごと創生協定団体

【対象】

第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨に基づき、総合戦略に関連する取組を市に提案し、市と協働で実施する事業者・団体等。（ただし、取組の実施に当たり市が負担すべき費用がある場合は、同等以上の効果が認められること。）

【市の対応】

認定事業者には、「認定証」と「掲示用ステッカー」をお渡しします。また、取組内容に関する協定を締結します。

4. 手続きの流れ

①申請書提出

申請書をご提出いただきます。

②審査

市で審査します。

③認定通知書、認定証、掲示用ステッカーの交付

認定事業者には認定証等をお渡しします。

④協定締結

協定団体は市と協定を締結します。